

公益財団法人
日弁連交通事故相談センター
による交通相談

弁護士が月に一度、交通事故
故に関する様々な相談に応じ
ます。相談料は無料です。

日時 12月21日(金)

13時～15時30分

場所 市役所2階第3委員会室

※前日までの予約制で、30分
ごとに割振りを実施してい
ます(最大5件)。

予約・問合せ先

静岡県弁護士会沼津支部

☎055・931・1848

**不動産の相続登記は
お済みですか?**

相続登記が未了のまま放置
されることでの所有者不明土
地問題や空き家問題が大きな
社会問題となっています。

自身の権利と次世代の子ど
もたちのため、未来につなぐ
相続登記をしましょう。

問合せ先

静岡地方法務局

☎054・254・3555

県司法書士会

☎054・289・3704

県土地家屋調査士会

☎054・282・0910

11月～12月は
税の滞納整理強化月間です

県内市町では、11月から12
月までを「**滞納整理強化月間**」
として、県と連携し徴収の強
化に取り組んでいます。

納付がお済みでない方は、
早めに納付してください。

お困りの際は

相談してください

失業や病気など、やむを得
ない事情がある場合にはお早
めに税務課へご相談ください。
夜間相談窓口を開設します

納税相談のほか、市税など
の納付もできます。

期間

12月3日(月)～7日(金)

19時30分まで

場所 税務課収納係・滞納対

策係(窓口⑦)

納付は便利な口座振替で

お申込みは税務課または市
内金融機関にある「口座振替
依頼書」に必要事項を記入し、
提出してください。

また、コンビニでも納期限
内であれば土日祝日問わず、
24時間お支払いができます。

問合せ先

税務課収納係・滞納対策係

(窓口⑦) ☎22218

インフルエンザ予防
ワクチンを助成します

市ではインフルエンザの予
防接種を希望される方に費用
の一部を助成します。

対象者

・市内に住民票がある満65歳
以上の方(昭和28年10月2
日以前生まれの方)又は満
60歳以上から満65歳未満ま
での方で、心臓、腎臓もし
くは呼吸器等の機能に障害
を持ち、身体障害者手帳1
級を有する方。

助成期間

平成30年12月28日(金)まで

助成金額

1,500円(今年度にお

いて、一人1回)

接種費用

医療機関での接種料金から

1,500円を引いた額をお

支払いください。

接種するときの持ち物

予診票、健康保険証

注意事項

賀茂地域外での接種を予定
されている方は、別の書類が
必要となります。

問合せ先

市民保健課健康づくり係

(窓口⑤) ☎22217

社会保険料控除証明書は
年末調整・確定申告まで
大切に保管を!

国民年金保険料は、その年
の1月1日から12月31日まで
に納付した金額が、所得税及
び住民税の社会保険料控除の
対象になります。

ただし、この控除を受ける
ためには、保険料を納付した
ことを証明する書類(控除証
明書または領収証書)の添付
が義務付けられています。

このため、1年間に納付し
た保険料の納付額を証明した

「**社会保険料(国民年金保険**

料)控除証明書」が次のとお

り、日本年金機構本部から送

付されます。

○11月上旬送付対象者

平成30年1月1日から9月

30日までの間に国民年金保険

料を納付された方

○2月上旬送付対象者

平成30年10月1日から12月

31日までの間に今年初めて国

民年金保険料を納付された方

なお、ご家族の国民年金保

険料を納付された場合も、ご

自身分の社会保険料控除に加

えることができますので、ご

家族あてに送られた控除証明
書を添付のうえ申告をお願い
します。

問合せ先

三島年金事務所国民年金課

☎055・973・1444

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労
働省と協力し毎年11月を「ね
んきん月間」とし、「国民お一
人お一人、『ねんきんネット』
等を活用しながら、高齢期の
生活設計に思いを巡らせてい
ただく日」として、11月30
日(いいみらい)を「ねんきんの
日」としました。

この機会に、「ねんきん定
期便」や「ねんきんネット」
で年金記録と年金受給見込額
を確認し、未来の生活設計に
ついて考えてみましょう。

ねんきんネットを利用する
と、自分自身の年金記録を確
認できるほか、将来の年金受
給見込額について、年金記録
を基にさまざまなパターンの
試算をすることもできますの
で、ぜひご利用ください。

問合せ先

ねんきん定期便・ねんきん

ネット等専用ダイヤル

☎0570・058・555